

# 協働環境委員会会議録

令和4年3月9日(水)  
(開 会) 10:00  
(閉 会) 11:02

## 【 案 件 】

1. 議案第 5号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
2. 議案第 7号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
3. 議案第13号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

## 【所管事務調査】

1. 女性への暴力防止について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者の指定について (環境整備課)
2. 新型コロナワクチン接種について (健幸保健課)

---

## ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第5号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○医療保険課長

「議案第5号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の291ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億1277万8千円とするものです。前年度と比較しますと5億6072万3千円の増となっております。詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出の主なものについてご説明いたします。予算書の300ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、26名分の人件費及び経常的な事務費等、総額で2億582万4千円を計上しています。

次に303ページをお願いいたします。2款1項療養諸費につきましては、一般被保険者・退職被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上しています。1目一般被保険者療養給付費では、新型コロナウイルスによる受診控えがなくなり、1人当たり医療費の増、被保険者数の減等により、前年度と比較しますと、4億9754万2千円の増となっております。

次に2項高額療養費につきましては、3年度の実績をもとに、所要額を見込み計上しています。前年度と比較しますと、総額で5851万1千円の増額となっております。

次に305ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金につきましては、国のガイドラインに基づき、県が算定した額により金額を計上しています。305ページ中段にかけての1項医療給付費分につきましては、総額で24億957万3千円を、下段の2項後期高齢者支援金等分につきましては、7億346万5千円を、306ページ上段の3項介護納付金分につきましては、2億4177万7千円をそれぞれ計上いたしております。納付金は総額で33億5481万5千円で、前年度比1520万4千円増となっておりますが、これは医療給付費がコロナ前の水準に回復しているものの、令和4年度からの診療報酬の1ポイント減による改定があるため、伸びが少なくなっているものと判断しております。

次に306ページをお願いいたします。4款保健事業費、1項特定健診事業費では、通常自

己負担を500円いただいておりますけど、特定健診が始まる40歳になられる方、また区切りの50歳、60歳の自己負担を、今年度から無料にするための関連予算、システム改造委託料26万4千円と、健診手数料が9607万6千円ありますが、このうち20万4千円を計上し、生活習慣病の早期発見、早期治療につなげたいと考えております。

次に歳入についてご説明いたします。296ページをお願いいたします。このページから297ページにかけての1款1項国民健康保険税につきましては、前年度と比較しますと、一般被保険者分は、総額で5131万1千円の増額となっております。本年度の保険税率等は、令和3年度の国保運営協議会の答申に基づき、前年度から据え置いたもので計上しております。前年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、被保険者の所得が6%減少すると見込んでおりましたが、12月補正の段階で2%程度と減少幅が少なくなったことから、本年度当初予算については、影響を考慮せず積算を行っております。また4年度から、子育て世代の負担軽減のための子どもの均等割の50%軽減も始まることから、その影響額約920万円を反映させております。

297ページの3款1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用に対して交付されるもので、99億4893万2千円を計上しています。2節の特別交付金につきましては、3年度決算見込みなどをもとに推計した2億7565万3千円を計上しています。

次に298ページをお願いします。5款2項基金繰入金につきましては、令和4年度は歳出超過を見込んでおりますので、財源を調整するため、準備基金から9699万9千円を繰り入れることにしております。

最後に、316ページをお願いいたします。今年度から計上します債務負担行為の窓口業務委託料になります。現在市民課が業務委託を行っておりますが、令和5年4月から医療保険課の窓口業務の一部について委託を行うこととしております。医療保険課では公費医療、国保特会、後期特会の3会計の窓口業務がありますので、処理件数で案分した額を計上しております。現在では窓口担当職員が業務後に受け付けの事務処理を行うなど、時間外勤務が断続的に発生するなど、働き方にも問題を抱えている状況ですので、今回上げさせてもらっております。5年間の3会計トータルでは、6154万5千円の予算となります。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

まず歳入のほうで、保険税についての予算があるんですけど、これの徴収率はどのぐらいで設定してあるんですか。

○医療保険課長

徴収率につきましては普通徴収で95.05%を見込んでおります。

○永末委員

それは、実績とか、過去の実績とかから予算に反映しているような感じですかね。

○医療保険課長

はい、そのとおりでございます。

○永末委員

なかなか100%というのは難しい現状があるのかもしれませんが、基本的にやっぱり100%徴収されるのが当然かなと思うんですけど、そこに関して、ちょっと歳出のほうにもなるんですけど、賦課徴収費ですかね。あちらのほうの、総務費の、徴収費の賦課徴収費という費目がありますけど、ここは今、実際に徴収しているやり方として、口座振替であるとか、コンビニでの支払いであるとかというところで徴収されていると思うんですけど、このあたり

何か、徴収率を上げるという意味でも、何かこうそれ以外の方法での徴収というのは、今のところ、検討はされてないのでしょうか。

○医療保険課長

今年度から新しくということではありませんが、昨年からその予算にも上がっております市税等催告業務委託料を組んでおりまして、これがまだ今年度1年目でございますけど、半年たった頃では通常程度の効果を上げているということですので、その後の半年についてはまだちょっと出ておりませんので分かりませんが、そういう取組を行っているところです。

○永末委員

今ちょっとよく分からなかったんですが、通常程度の効果を上げているというのはどういう意味ですか。

○医療保険課長

それまでは職員による電話とか、そういうことをしていたんですけど、税務課のほうが生かしていただんですけど、それを完全に委託して、委託を始めたのが年度途中からの6月からだったと思います。短い期間で通常のところまで、業者のほうに慣れてきたという、そういった意味でございます。

○永末委員

分かりました。そういう形で、少しでも徴収率を上げようという努力をされていると分かったんですけど。ちょっと分かりませんが、例えば支払いの方法として、クレジットであるとか、今よくPay Payを使ったりとかということがあったりするんですけど、そういうのは検討されないんですかね。

○医療保険課長

クレジットもPay Payも今出来ている状況——、すみません、クレジットはなっていないです。Pay Payでは対応しています。

○永末委員

クレジットでの支払いというのはあまりこう、何かこう検討されてないというのは、効果がないとかということからなんですか。

○医療保険課長

まだちょっとクレジットについては全庁的にまだ進んでいないということがありまして、うちのほうでも、まだ取り入れてないということです。

○永末委員

徴収のほうは分かりました。あと、前々から特別会計に関しては、かなりやはりこう、構造的といいますか、厳しい状態にあるかと思うんですよね。一般会計からの繰入れでありますとか、基金からの取崩しであるとかということとやらされている、何とか回っているような状態かなと思うんですけど、この基金の取崩しもあっていますけど、実際この基金残高というのは、今どんな形で推移されていますか。

○医療保険課長

基金につきましては、平成29年度から積み立てておりまして、平成29年度が約3億7800万円、30年度が約3億8700万円、31年度が約1億6千万円、令和2年度が、これは運用益だけになりますけど660万円を積み立てておりまして、現在高としては約9億3千万円ほどあります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっと、ざっと聞いていたんですけども、特定健診の500円が無料になるというのはいつから、来年度からもうすぐなるんですか。

○医療保険課長

今回新たな取組としまして、まず特定健診が始まる、40歳から特定健診が始まりますので、まずこの方、どうしても若年層のほうを受診率が低いということで、まず40歳の始まるの年をちょっと強化しようということで、40歳になられる方が、通常500円の自己負担を取っていますけど、この分を無料にすると。それから、あと50歳、60歳の節目年齢のときにも無料にするという、500円を市が負担、国保会計が負担するという取組を始めております。

○城丸委員

全員がということではなくて、40歳になったときの500円を、それと節目節目の50歳とか60歳になったときのあれを無料にするということですか。全部無料にしてほしい。それはないですね。

○医療保険課長

特定健診につきましては、前年度受けていただいた方は、次の年は無料になります。なので、ずっとかかっている方はずっと無料になるんですよ。ただ、1回切れてしまうとまた500円が発生してしまうので、それをインセンティブにずっと継続してもらっているところがあります。

○城丸委員

40歳になったときに500円払い、続ければずっとただということ。違う。

○医療保険課長

今回、40歳を無料にしますので、40歳になったときに受けていただいて、ずっと継続していただければ、ずっと無料ということになります。

○城丸委員

分かりました。それと、ちょっと国保会計も厳しいと。徴収率も95.何%。厳しいというところですけど、これ個人の、私の自分の立場から見ると、やっぱり国保税というのは非常に高い。事業主負担がないんで非常に高いと思います。それで簡単な計算式を教えてくださいか。

○医療保険課長

国保税につきましては世帯単位に課税されますので、まず世帯の方の全員の前年の所得をまず計算しまして、それから、その所得に応じて医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、これは40歳から64歳までの方ですけど、それぞれに所得割、均等割、平等割というものがあとかかってきます。所得割につきましては医療給付費分が6.8%、後期高齢者支援金分が2.8%、介護納付金分が2.6%となっています。それと均等割、これは世帯一人一人にかかってくる分ですけど、この分が、医療給付費分が2万1千円、後期高齢者支援金分が8100円、介護納付金分が9100円、あと平等割、これは1世帯当たりにかかってくる金額ですけど、これが、医療給付費分が2万3千円、後期高齢者支援金分が8800円、介護納付金分が6700円となっております。

○城丸委員

以前、固定資産税との二重課税ということで問題になりました資産割というのは、今なくなっているんですね。

○医療保険課長

平成30年度に国保税の改正を行っておりますけど、そのときから、4方式から3方式に、資産割をなくした形になっております。

○城丸委員

説明の中でちょっと分からなかった。平等割と均等割というものの違いというのは、平等割が1世帯、均等割は個人にそれぞれかかってくるわけですね。分かりました。いずれにしても非常に高い。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

先ほどクレジットカードの支払いを全庁的にしてないというふうに言われたんですが、昨年、代表質問で、私は税金のクレジット払いをということで、担当部長のほうは鋭意検討していく、導入に向けて検討していくという言葉をいただいたんですが、確認ですけれども、検討しているけれども全庁的に導入してないのか、全庁的に検討してないのか、どちらですか。

○医療保険課長

検討はしておりますけど、まだ導入には至っておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

特定健診の受診率というのは、どんな感じで今、予算上で反映していますか。

○医療保険課長

特定健診の受診率ですけど、直近の5年間で申しますと、平成28年度からですけど受診率が49.9%、29年度が50.2%、30年度が49.5%、令和元年度が47.4%、2年度につきましては39.7%となっております。ここだけが突出して低くなっておりますけど、これはコロナの受診控えだと思っております。県下では1位をずっと続けています。県下では受診率1位となっております。

○永末委員

県下では1位ということで、比べればあれなんでしょうけど、ただ数字だけ見ると、意外にそれぐらいなんだなっていう——。健幸ポイント制度とかをやられているんで、そういうやっぱり健康への啓発というのはすごい大事だと思うんですけど、先ほど500円を、継続すれば500円を払わなくていいとかということもありましたけど、これは検討していただければと思うんですけど、やっぱり受けたら何かしらのインセンティブがあるというのも一つ検討されたらどうかと思うんですけど、その辺りというのはどんな感じなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:19

再開 10:22

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

申し訳ございませんでした。今年度から特定健診を受けたときには健幸ポイントがつくようになっていくということです。

○永末委員

分かりました。コロナの関係とかあって、ちょっとなかなか正確な受診率というのが測定しにくい状況かと思うんですけど、県下でも高いということですけど、ぜひその受診率を今後もちょうと高めていけるように、いろいろな検討をぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

この健診については、どのような広報をされているのか教えてください。

○医療保険課長

広報につきましては、年度当初に各40歳以上の国保の被保険者の方に特定健診のお知らせ

と、それから受診券をまずお送りさせてもらっています。それから年度途中についてまだ予約が入っていないところとか、受けられてない方を、都度確認しながら、電話による勧奨等を行っております。あと市報等にも載せております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第7号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について補足説明をいたします。

予算書の355ページをお願いします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3601万9千円とするものです。前年度比で7513万6千円増となっております。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムとなっております。

まず、歳入のほうからご説明いたします。360ページをお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料14億1229万6千円につきましては、本市が徴収する保険料で、徴収率を特別徴収100%、普通徴収99.1%、滞納繰越分65%で見込んでおります。前年度と比較しますと2478万4千円の増額となっております。この主な要因は、広域連合による被保険者数の増及び2年ごとに行われる保険料率の見直しによる影響となっております。3款1項1目事務費繰入金につきましては、市事務費分として3927万5千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割、高齢者人口割を、いずれも46.5%、均等割7%の割合で算出された額、4260万2千円を計上しています。同じく2目保険基盤安定繰入金5億3501万1千円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものです。

続きまして歳出予算についてご説明します。362ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上しています。

363ページをお願いします。2項徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上しています。また、令和4年度からは、10月1日から一部負担区分の変更が生じ、一定割合の所得がある方は1割負担から2割負担に移行する被保険者がございます。その変更に伴う周知に関する費用、郵送にかかる費用を計上しております。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明しました本市が徴収する保険料分、一般会計から繰り入れる広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

最後に371ページをお願いいたします。先ほど国保会計で説明いたしましたが、窓口業務の委託を令和5年度から行う予定としておりますことから、令和4年度中に業者決定の必要があることから債務負担の設定を行っております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第13号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」について補足説明をいたします。

予算書の445ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2659万7千円とするものであります。その主な内容につきましては事項別明細書で説明をさせていただきます。

448ページをお願いいたします。歳入からご説明をいたします。本会計の主な財源であります上段の1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、令和3年度使用料の調定実績をもとに、現年度分、過年度分を合わせまして、1518万円を計上しております。中段の2款1項の財産運用収入につきましては、利子及び配当金、基金運用収入、合わせまして76万5千円を計上しております。下段のほうになります。3款1項の一般会計繰入金につきましては、令和4年度より、本市における汚水処理事業につきまして、企業局が一体的に取り組んでいくため、全ての事務を委任することとしており、それに係る人件費309万2千円を計上しております。2項の基金繰入金につきましては、令和4年度は歳出超過を見込んでおりますので、財源を調整するため、準備基金から755万4千円を繰り入れることとしております。

450ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1款1項1目の一般管理費につきましては、643万6千円を計上しております。その主なものは、企業局への事務委任負担金596万5千円であります。

次に、2目の施設管理費につきましては1916万1千円を計上しております。主なものとしまして、設備の老朽化に伴う維持補修費を1185万8千円、施設維持管理等にかかります委託料525万5千円を計上しております。これに予備費100万円を加えまして、総額2659万7千円とするものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第13号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

金子委員から「女性への暴力防止について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。

ます。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

コロナ禍において、DVやひとり親の問題、それから女性の貧困など、これまで見過ごされた問題が顕著に上がってきております。男女共同参画を進める上で、暴力の問題を解決していくことは大変重要だと思ひまして、今回は女性への暴力防止について、所管事務調査をしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「女性への暴力防止について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「女性への暴力防止について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

先ほど申し述べましたけども、男女共同参画を進める上で、この女性への暴力は、大変重要な課題となっております。その中でも、今回はDV、そしてJKビジネス等について質問させていただきます。

まずは、この全国的な問題として、DVの相談件数が分かればお示してください。

○男女共同参画推進課長

内閣府男女共同参画局が作成した令和3年版男女共同参画白書によると、令和2年度の相談件数は19万30件となっており、前年度比で約1.6倍に増加したと公表されております。

○金子委員

約19万件というのはすごい数だし、やはり1.6倍というのは本当にすごい数だと思います。また、飯塚市の第2次男女共同参画後期プラン、素案となっておりますが、3つの基本目標の1つに、「男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり」が挙げられております。その重点目標として、「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」が掲げられております。先ほどは全国の数をお聞きしましたが、飯塚市のDVの相談事業の状況をお示してください。

○男女共同参画推進課長

DVを含む随時に相談を受けた延べ件数は、令和元年度85件、令和2年度124件、令和3年度は2月末現在で60件となっております。

○金子委員

令和3年はまだはっきり分からないけれども、令和元年度が85件、令和2年度は124件で、全国的な伸び率1.6倍とほぼ等しいなと思ひながら聞いておりました。では、この男女共同参画推進プランでは、施策項目として、DV防止対策及び被害者保護の推進として、被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ると書いてあります。先ほどの答弁では、随時に相談を受けるとのことですが、どのように相談を受けるのか教えてください。

○男女共同参画推進課長

飯塚市男女共同参画推進センターサックスでは、女性のためのサックス相談室において、曜日を定めて相談を受けておりますが、DV等被害により緊急に対応が必要な場合は、随時面談や電話で相談を受け付けております。

○金子委員

では随時相談を受けたとき、随時ですね、突然来たというような場合に、どのような支援方法をとっているのか、教えてください。

○男女共同参画推進課長

まずは、相談者の安全を確保した上で、当課職員が面談を実施し、緊急性を3段階に分けて、

状況に応じた支援を行っております。具体的な例を挙げて説明すると、離婚を考えているが、どのように進めたらいいのかわからないなどの不安を抱えている方については、サンクス相談室の一般相談や法律相談への予約を案内しております。次に、暴言を吐く、生活費を渡さないなどの精神的、経済的なDVの被害を受けているものの、自宅に戻っても、当面の安全を確保出来ており、相談者も早急な避難を望んでいない場合は、相談者の意向に沿った支援方法を検討します。

次に、殴られる、刃物を向けられるなどの身体的なDV被害により、直ちに加害者から離れなければ命に関わる危険な状態であり、相談者も避難を希望している場合については、配偶者暴力相談支援センター等と連携し、相談者の同意を得て、情報を共有し、避難に向けた早急の対応を行います。

#### ○金子委員

私たち、平和な生活をしていると、DVとか暴力とかというのが大変身近なものには感じられにくい面があります。しかし実際に、暴力は私も起こっているというのを、何人かの市民の方から聞いております。また、その方たちは、大変不安で考えることが本当に出来ない状況にあっているなど感じますので、相談体制が本当に必要だなあと感じております。

では、その3段階に、状況に応じて支援を行っているということですが、早急に避難を必要としない方に関しては、どのような支援をされているのか教えてください。

#### ○男女共同参画推進課長

例えば、将来的に加害者から逃げるために、別居や離婚を考えている場合は、市営住宅についての相談は住宅課、18歳未満の子どもがいる場合は子育て支援課、小中学校の児童生徒がいる場合は学校教育課などと連携します。また、相談者が生活保護受給中の場合は生活支援課、65歳以上の場合は高齢介護課、障がいをお持ちの場合は社会・障がい者福祉課とも連携し、情報提供と本人の意向に沿った今後の支援について検討してまいります。なお、このように支援の対象が複数の課にまたがる場合は、相談者が何度も同じ話をしなくていいように、関係課が集まって相談者の話を聞く体制を整えております。

#### ○金子委員

先ほど述べられたように、住宅課や子育て支援課、学校教育課、生活支援課、高齢介護課、社会・障がい者福祉課などと、かなりこう、いろんなところにまたがって説明しなくてはいけないということが分かりました。これもやはり私、以前にごみのことで、ワンストップのことを提案させていただきましたが、何度も同じことを言うとか、フローチャートが出来ていないとなると、やっぱり相談する方に負担をかけることになるように思います。特に命に関わるような問題の場合、早急に、早くしなくてはいけないということになると思うんですけど、そのような状態についての支援はどのようにやられる、恐らく配偶者暴力相談支援センターと関わっていくと思うんですけど、その連携の仕方について教えてください。

#### ○男女共同参画推進課長

命に関わる危険な状態の方は、最優先に身の安全を確保します。命に関わる危険な状態であっても、加害者からの精神的なコントロールにより、逃げることをためらう場合は、相談者の置かれている状況を冷静に判断していただくために、対話を通して避難が必要であることの気づきを促していきます。また、相談者の避難の意思が固まった場合は、加害者から逃げるための避難する居所が必要ですが、本市には保護施設がないため、配偶者暴力相談支援センターと連携し、一時保護に向けた支援を行います。なお、一時保護になった場合は、相談者は相談に来たその日に、何の準備もないまま保護施設に入所することになりますが、これは生活必需品よりも命の危険を回避するための手段となります。

#### ○金子委員

問題は被害に遭われている方は精神的にもコントロールされているということはよく言われ

ております。なのでどうしても自分が逃げなくてもいいのではないかとこのところがすごく大きな問題で、このような支援は、被害者の気持ち、意思を尊重するというのが問題だというふうによく聞いておりますので、大変なお仕事をされていることがよく分かります。だけでもこの方たちと同じようなことをやっぱり被害の状況とか何度も聞かれたりするということは大変な負担があると思いますが、その負担軽減にどのようなことを考えられているか教えてください。

○男女共同参画推進課長

DV等の被害者は様々な課題を抱えているけれども相談先も分からない方や、加害者から逃げることが出来たけれども十分な準備もないまま、知り合いもないような場所で新しい生活を始める方もいらっしゃいます。そのような方の負担や不安や負担の軽減を図り、つらい経験を何度も話さなくていいように、被害者目線に立って、DV相談共通シートを用いたワンストップサービスを、令和4年度から実施するための準備を進めております。

○金子委員

今申されましたこのDV相談共通シートというのは、ワンストップサービスの一つの方法だと思いますけれども、もう少し具体的にお話を聞かせてください。

○男女共同参画推進課長

実施方法といたしましては、初めに、ワンストップサービス用に作成したDV相談共通シートに、DV等被害者より、家族構成や被害の内容、希望する支援などを記入していただきます。次に、そのシートをもとに、当課職員が相談者から聞き取りを行い、必要な対応内容とその担当課を記入します。また、このシートによって、そのDV被害者等がどのような手続きが必要かを確認できるようにもなっております。なお、このシートは、DV等被害者が2次被害を受けないよう配慮した記入方法としております。また、各課の対応する職員につきましては、飯塚市DV対策庁内連携会議を開催し、フローチャートを示して、DV等被害者の安全を確保した対応を行うよう、説明をする予定となっております。

○金子委員

このDV相談共通シートは、今の段階では紙ベースということでしょうか、教えてください。

○男女共同参画推進課長

はい、質問委員が言われるように紙ベースで進める予定としております。

○金子委員

どうしてもワンストップサービスとか聞くと、デジタルなイメージがついてくるように思いますが、ここでは安全を確保するために、今の段階では紙ベースで進めるというような認識でよろしいでしょうか。

○男女共同参画推進課長

個人情報を守るために、今のところ関わった職員だけが見られるような形の紙ベースで進める予定としております。

○金子委員

紙ベースも大変重要だと思いますが、先ほど申されましたように、各課の職員の対応というのが大変重要になってくると思うんですね。どうしても言葉だけとか、気持ちの聞き方とか、管理の仕方でも、やっぱり相手を傷つけることにもなるし、情報漏えいということになると思いますので、ぜひその辺を気をつけながら、個人情報の保護についてしっかり対策をとっていただきたいと思っておりますけれども、ほかに何か講じていることがあれば教えてください。

○男女共同参画推進課長

このシートについては、個人が特定されることがないよう配慮した記入方法としております。しかし質問委員が言われるように、複数の課が対応することになりますので、DV被害者の情報漏えいがないよう、最大の注意を図るとともに、また、今後ワンストップサービスを実施す

る中で、各課との情報共有の方法や、職員の対応について、様々な課題に対し、改善策を講じ、被害者の視点に立って、制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

○金子委員

本当にこの問題はかなりセンシティブというか、丁寧にやっていかないと、大変な問題だと思いますので、しっかり対策をとられてください。よろしく願いいたします。

引き続き、もう一つ問題を質問させていただきます。それはAV出演強要とJKビジネスについてです。4月はAV出演強要またはJKビジネス等被害防止月間と言われております。進学、就職に伴い若者の生活環境が大きく変わる4月を被害防止月間と位置づけて、関係府庁が相互に連携しながら、必要な取組を集中的に取り組むというふうになっております。若者層がJKビジネスの被害に遭うことが実際に起こっております。この飯塚市でも同様だと私は感じています。被害に遭わないためにも、啓発が必要だと思いますけども、どのような取組をされているのか、現状を教えてください。

○男女共同参画推進課長

まず、JKとは女子高校生の略称であり、JKビジネスとは女子高校生がモデルやアイドルのスカウト、高収入のアルバイトの応募をきっかけに、性的な行為の強要、アダルトビデオへの出演の強要を迫られることがあります。啓発といたしましては、内閣府が公表している若年層を対象とした性的な暴力の啓発を当市のホームページから確認できるようにし、被害に遭わないための啓発と相談先の周知を行っております。

○金子委員

私もホームページで確認しましたが、確かにすばらしいものだと思います。でも問題は、そのJKあるいはJCとかJSとか言われる人たち、若い女性が飯塚市のホームページを見るかということだと思うんですね。実際に、このJKビジネスとかいうのをホームページで検索するまでするかというと、恐らくしない。そうすると、全然この啓発は意味がないと思うんですね。届いてないから。本気でこのJKビジネスとか、AV強要の問題を真剣に考えていただければ、もっと届く方法を考えていただきたい。どうしてもAV強要とか、JKビジネスに入ってしまう子というのは、中学生卒業した後に高校に行かなかったりする子もいらっしゃるんです。また、高校をやめたりする子もいらっしゃいます。その子には、県からの情報とかは本当に届きにくい。だからこそ、義務教育である中学生までにしっかりした性暴力の防止、もっと言えば、性教育の在り方について、男女共同参画課がしっかり考えて計画したものを持っていただきたいと思います。実際に飯塚市でもそのようなことが起こっております。ある民生委員の方は、自分のところに食べに来た、御飯を食べに来た子が、飯塚市の街の中で18歳だ、本当は15歳なのに18歳だとうそをついて、化粧したら何も分からない。だってコンビニにバイトに行ったら、1日5千円ぐらいしか集まらないもん。だけど、飯塚市の街に行けば、1日で2万円以上もうかるんだよって。だから毎日行っている。また、飯塚市ではなくて、警固公園とか天神の街では、飯塚市の子たちが実際に集まって、そこでいろんなこのJKビジネスなどに巻き込まれている。私たち大人はSNSとか不得意です。だけど若い子たちは上手に使って、自分の体を売って、それで人生をめちゃくちゃにしている、その入り口をどうしても止めるのが、義務教育のある飯塚市の最後にできることではないかと思うし、それに行き着くまでにどう止めるかというのをしっかり学校教育課とほかの関係課と話し合っ、て、しっかり取り組んで、人権侵害につながらないように取り組んでいただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議あ

りませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者の指定について」、報告を求めます。

#### ○環境整備課長

飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者の指定につきまして、令和4年2月15日、ふくおか県央環境広域施設組合議会において議決されましたので、ご報告をいたします。

提出資料をお願いいたします。まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設は、記載があります3施設でございます。指定管理者となる団体は、有限会社きど葬祭で、代表取締役 山崎 聡でございます。

次に、指定管理の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。選定の方法としまして、公募型プロポーザル方式により、6. 選定の経過に記載しておりますが、そのように選定を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新型コロナワクチン接種について」、報告を求めます。

#### ○健幸保健課長

「新型コロナワクチン接種について」、ご説明させていただきます。

資料1ページをお願いいたします。まず、1 追加接種についてであります。 (1) 接種が受けられる時期につきましては、令和3年12月1日から令和4年9月30日までとなっております。

次に、(2) 接種の対象であります。2回目接種を完了した日から一定期間が経過した方で、18歳以上の方が対象となります。この一定期間につきましては、下段の表に示しておりますとおり、令和3年12月から令和4年1月につきましては、医療従事者等や高齢者施設等の入所者等が6か月、65歳以上の方、64歳以下の方は8か月経過後の接種となっております。その後、国からの前倒し要請及び本市の接種の状況を踏まえ、順に前倒しをいたしまして、令和4年2月下旬より、全ての方が6か月経過後に接種が可能となっております。

次に、(3) 接種するワクチンの種類でございますが、初回接種で使用したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンとなっております。

(4) は、1、2回目の初回接種及び3回目の追加接種の令和4年3月7日時点における接種状況でございます。現在も、新たに12歳になった方や、まだ初回接種を受けていない方の接種につきましても実施をいたしておりますので、少しずつではあります。1回目、2回目の接種率も変動しております。1番右の3回目接種につきましては、接種率、現在28%で、現在のところ国及び県の接種率を上回るペースで接種が進んでいる状況であります。

2ページをお願いいたします。続きまして、5歳から11歳までを対象とした小児への接種についてでございます。(1) 接種が受けられる時期につきましては、令和4年3月1日から令和4年9月30日までとなっております。

次に、(2) 接種の対象ですが、飯塚市に住民登録がある5歳から11歳の方で、接種を希望される方になります。11歳の方につきましては、接種の日の年齢によって接種するワクチンが決まります。1回目の接種で、小児用ワクチンを接種した場合は、2回目接種時に12歳になっていても小児用ワクチンを接種することになります。接種日が12歳の誕生日以降になった場合は、一般の住民接種ということになります。

次に、(3) 接種するワクチンの種類・回数・間隔でございますが、ワクチンはファイザー社の小児用ワクチンで、回数は2回、接種間隔は一般と同じく3週間となっております。

(4) は令和4年2月28日現在における対象者数で、合計で約8千人となっております。

次に、(5) 接種体制でございますが、5歳、6歳児につきましては集団接種、7歳から11歳につきましては個別接種で実施いたします。5歳、6歳児の集団接種につきましては、飯塚医師会、小児医会と協議を行い、就学前の5歳、6歳児は、骨もやわらかく、筋肉量も少ないことから、小児科医が接種を行う必要がある。小児科医の人数も限られているため、嘉麻市・桂川町との合同接種としてほしいとの要望もありましたので、桂川町総合体育館において、2市1町合同で設置するものでございます。7歳から11歳につきましては、小児科以外の診療科目の医療機関も接種を実施していただけるということになりましたので、市内21の医療機関にて実施する体制となっております。接種開始時期につきましては、集団接種を3月12日から、個別接種につきましては、3月下旬より準備の整った医療機関から実施していただく予定であります。

最後に、(6) 接種券発送時期についてでございますが、5歳、6歳児につきましては、3月2日の日に発送をいたしております。7歳から11歳につきましては、3月中旬から4月上旬にかけて順次発送する予定であります。

3ページをお願いいたします。5歳、6歳の方へ送付しました接種券に同封しておりますチラシを提出させていただいております。7歳から11歳の方へのチラシにつきましては現在作成中でございますので、こちらのチラシで説明をさせていただきます。小児接種につきましては、予防接種法第9条の努力義務が適用されておりません。そのため、チラシの上段に大きく、「ワクチン接種は強制ではありません。ご希望の場合のみ、ご予約ください」という文言を掲載しております。そのほかチラシには、集団接種の予約方法や当日持ってきていただくもの、他の予防接種を受けている場合のあけていただく必要のある接種間隔、4ページになりますが、チラシ裏面には、接種スケジュールや、健康被害救済制度について掲載をさせていただいております。

以上で新型コロナワクチン接種についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません。1点だけ。小児接種の点について、私も5歳から6歳の保護者になって、ちょうどこれが実際に届いて、届いたケースなんですけど、実際、非常に迷う部分もあって、恐らくほかの方もそういう方が少なからずいるのではないかと思うんですけど、そのときに、やっぱり情報が、どこの情報をたどっていけばいいのかというのが、どうしても迷う部分があって、もし可能であれば、市役所のほうで、様々な情報が来ていると思いますので、全てとは言いませんけど、何か参考にできるような情報とかを、URLとかを、例えばこのラインとかに張りつけるような形でも構いませんので、そんな形で何かこう、判断のちょっとよりどころとなるような情報を、少し提供をしていただくようなことが出来ないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○健幸保健課長

今質問委員言われますとおり、いろいろなことを、打つべきなのかどうなのか、いろいろ悩

まれている方はいらっしやいまして、私のほうもいろいろとお話を聞いたりもしておるところでございます。で、厚生労働省が、新型コロナワクチン接種についてのお知らせということで、この小児用接種の対象となる子どもさんも見られる分と、保護者の方へ周知をする上でのチラシのほう、4ページものになるんですが、作成をしておりますので、こういったものも、ホームページにリンクを張る、SNS、ライン等ですぐに届くように周知のほうは継続してやっていきたいと、正しい情報を伝えていくように継続してやっていきたいと思っております。

○永末委員

ぜひ出来るだけ早く、その情報を出していただくように検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。